

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

				資料番号	5	担当課	住宅室
法令名	地方住宅供給公社法	根拠条項	16 条 1 項	不利益処 分の種類	地方公社の理事長、監事の解任		
(役員の欠格条項) 第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて地方公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） (役員解任) 第十六条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。 2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。							